

料金表

株式会社 みかん
やまとみかん

医療保険給付対象サービス料金表

医療保険の適用がある場合は、原則として下記料金の1割～3割が利用者様の負担額となります。

区分	名 称		算定時期	金 額		自己負担額		
						1割	2割	3割
基本療養費	訪問看護基本療養費Ⅰ	看護師	日1回	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
				週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		理学療法士等			5,550円	555円	1,110円	1,665円
	訪問看護基本療養費Ⅲ		日1回	★2	8,500円	850円	1,700円	2,550円
	訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問時に算定)		月1回		7,710円	771円	1,542円	2,313円
	〃 (月の2回目以降の訪問)		毎回		3,010円	301円	602円	903円
	24時間対応体制加算Ⅰ		月1回		6,800円	680円	1,360円	2,040円
	24時間対応体制加算Ⅱ		月1回		6,520円	652円	1,304円	1,956円
	長時間訪問看護加算		週1回	★4	5,200円	520円	1,040円	1,560円
	長時間幼児加算(15歳未満)		週3回	★4	5,200円	520円	1,040円	1,560円
	乳幼児加算(6歳未満) 厚生労働大臣が定める者		日1回 週3回 まで		1,800円	180円	360円	540円
	乳幼児加算(6歳未満) 上記以外の者		日1回 週3回 まで		1,400円	140円	280円	420円
	難病等複数回訪問看護加算 (1日2回まで)		1回		4,500円	450円	900円	1,350円
	難病等複数回訪問看護加算 (1日3回以上)		1回		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	複数名訪問看護加算	看護師	週1回		4,500円	450円	900円	1,350円
		その他職員	週3回		3,000円	300円	600円	900円
			※		3,000円	300円	600円	900円
			日1回		6,000円	600円	1,200円	1,800円
			日2回 日3回 以上		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	夜間・早朝訪問看護加算 (6～8時・18～22時)		日1回		2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算(22～6時)		日1回		4,200円	420円	840円	1,260円
	特別管理加算Ⅰ		月1回		5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算Ⅱ		月1回		2,500円	250円	500円	750円
	退院時共同指導加算		1回		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算		1回		2,000円	200円	400円	600円
	退院時支援指導加算		1回		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	在宅患者連携指導加算		月1回	★5	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		月2回 まで		2,000円	200円	400円	600円	

訪問看護情報提供療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各月1回	1,500円	150円	300円	450円
看護・介護職員連携加算	月1回	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	1回	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50円	5円	10円	15円
訪問看護医療情報連携加算	月1回	1,000円	100円	200円	300円
訪問看護物価対応料Ⅰイ (月の初日の訪問)	月1回	60円	6円	12円	18円
訪問看護物価対応料Ⅰロ (月の2回目以降の訪問)	毎回	20円	2円	4円	6円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回	1,830円	183円	366円	549円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	算定要件により療養費額が決定。変動いたします。				
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ1)	月1回	30円	3円	6円	9円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ2)	月1回	60円	6円	12円	18円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ3)	月1回	90円	9円	18円	27円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ4)	月1回	120円	12円	24円	36円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ5)	月1回	150円	15円	30円	45円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ6)	月1回	180円	18円	36円	54円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ7)	月1回	210円	21円	42円	63円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ8)	月1回	240円	24円	48円	72円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ9)	月1回	270円	27円	54円	81円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ10)	月1回	300円	30円	60円	90円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ11)	月1回	330円	33円	66円	99円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ12)	月1回	360円	36円	72円	108円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ13)	月1回	390円	39円	78円	117円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ14)	月1回	420円	42円	84円	126円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ15)	月1回	450円	45円	90円	135円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ16)	月1回	480円	48円	96円	144円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ17)	月1回	510円	51円	102円	153円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ18)	月1回	540円	54円	108円	162円

医療保険給付対象サービス(精神科訪問看護利用料金表)

区分	名 称		算定期 期	金 額		自己負担額			
						1割	2割	3割	
精神基本療養費	精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	保健師 看護師、 作業療法 士	日1回	週3日まで (30分未満)	4,250円	425円	850円	1,275円	
				週3日まで (30分以上)	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
				週4日目以降 (30分未満)	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
				週4日目以降 (30分上)	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
	精神科訪問看護 基本療養費Ⅲ (同一日に2人まで)	准看護師	日1回	週3日まで (30分未満)	3,870円	387円	774円	1,161円	
				週3日まで (30分以上)	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
				週4日目以降 (30分未満)	4,720円	472円	944円	1,416円	
				週4日目以降 (30分以上)	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
	緊急時訪問看護加算(月14日目まで)			日1回	★3	2,650円	265円	530円	795円
	緊急時訪問看護加算(月15日目以降)			日1回	★3	2,000円	200円	400円	600円
	長時間訪問看護加算			1回	★4	5,200円	520円	1,040円	1,560円
	複数名訪問看護加算	看護師	1回		4,500円	450円	900円	1,350円	
		准看護師	1回		3,800円	380円	760円	1,140円	
		看護補助者	週1回		3,000円	300円	600円	900円	
	複数回訪問看護加算(1日2回まで)			日1回		4,500円	450円	900円	1,350円
	複数回訪問看護加算(1日3回以上)			日1回		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	夜間・早朝訪問看護加算 (6～8時・18～22時)			日1回		2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算(22～6時)			日1回		4,200円	420円	840円	1,260円
精神科重症患者早期集中支援管理 連携加算 イ			月1回		8,400円	840円	1680円	2520円	
精神科重症患者早期集中支援管理 連携加算 ロ			月1回		5,800円	580円	1160円	1740円	
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ			日1回	★2	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
管理療養費	訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)			月1回		7,710円	771円	1,542円	2,313円
	〃 1(月の2回目以降の訪問)			毎回		3,010円	301円	602円	903円
	〃 2(月の2回目以降の訪問)			毎回		2,500円	250円	500円	750円
	24時間対応体制加算イ			月1回		6,800円	680円	1,360円	2,040円
	24時間対応体制加算ロ			月1回		6,520円	650円	1,300円	1,960円
	特別管理加算Ⅰ(重症度が高いもの)			月1回		5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算Ⅱ			月1回		2,500円	250円	500円	750円
	退院時共同指導加算			1回		8,000円	800円	1,600円	2,400円

	特別管理指導加算	1回	2,000円	200円	400円	600円
	退院時支援指導加算	1回	6,000円	600円	1200円	1800円
	在宅患者連携指導加算	月1回	★5 3,000円	300円	600円	900円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回	2,000円	200円	400円	600円
	訪問看護情報提供療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	月1回	1,500円	150円	300円	450円
	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	1回	25,000円	2500円	5,000円	7,500円
	看護・介護職員連携加算	月1回	2,500円	250円	500円	750円
	訪問看護医療 DX 情報活用加算	月1回	50円	5円	10円	15円
	訪問看護医療情報連携加算	月1回	1,000円	100円	200円	300円
	訪問看護物価対応料Ⅰイ (月の初日の訪問)	月1回	60円	6円	12円	18円
	訪問看護物価対応料Ⅰロ (月の2回目以降の訪問)	毎回	20円	2円	4円	6円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回	1,830円	183円	366円	549円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	算定要件により療養費額が決定。変動いたします。				
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ1)	月1回	30円	3円	6円	9円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ2)	月1回	60円	6円	12円	18円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ3)	月1回	90円	9円	18円	27円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ4)	月1回	120円	12円	24円	36円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ5)	月1回	150円	15円	30円	45円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ6)	月1回	180円	18円	36円	54円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ7)	月1回	210円	21円	42円	63円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ8)	月1回	240円	24円	48円	72円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ9)	月1回	270円	27円	54円	81円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ10)	月1回	300円	30円	60円	90円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ11)	月1回	330円	33円	66円	99円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ12)	月1回	360円	36円	72円	108円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ13)	月1回	390円	39円	78円	117円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ14)	月1回	420円	42円	84円	126円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ15)	月1回	450円	45円	90円	135円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ16)	月1回	480円	48円	96円	144円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ17)	月1回	510円	51円	102円	153円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ18)	月1回	540円	54円	108円	162円

保険外料金(税込み)	
全額自費 ★6	11,000 円/時間 ※2時間目以降はご相談に応じます。
エンゼルケア (ご遺体のケア、ご家族のケア)	22,000 円/回
年末年始(12/29～1/3)	4000 円/日
当日キャンセル	3000 円/日

- ★1 同一建物居住者への訪問 ★2 外泊中の訪問
 ★3 主治医の指示で緊急訪問した場合 ★4 一回が 90 分を超えた場合
 ★5 利用者の同意を得た月 2 回以上の情報共有に基づく指導等を行った場合
 ★6 保険対象外の訪問を行った場合 緊急コール含む
 同一日に複数回の訪問をした場合保険対象外になり自費での訪問になる場合があります。

【運営基準に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	訪問看護等に要した交通費は公共交通機関を利用した場合同意を得てその実費を徴収する 通常の事業の実施地域は、大和市の全域とする 通常の実施地域を超えたところから片道 1 キロ当たり 10 円とする

キャンセル詳細	サービス利用日の前日夕方までに連絡があった場合 無料 サービス利用日の訪問時間まで 利用者負担 3,000 円
	キャンセルは速やかな連絡をお願いします。 キャンセルが度重なる場合は、利用者負担全額のほかサービスに生じる損害の額を請求いたします。
	連絡先 電話 046-206-7298

特別管理加算について

特別管理加算(Ⅰ)

- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレを使用している状態
- ・留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算(Ⅱ)

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- ・在宅血液透析指導管理を受けている状態
- ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態